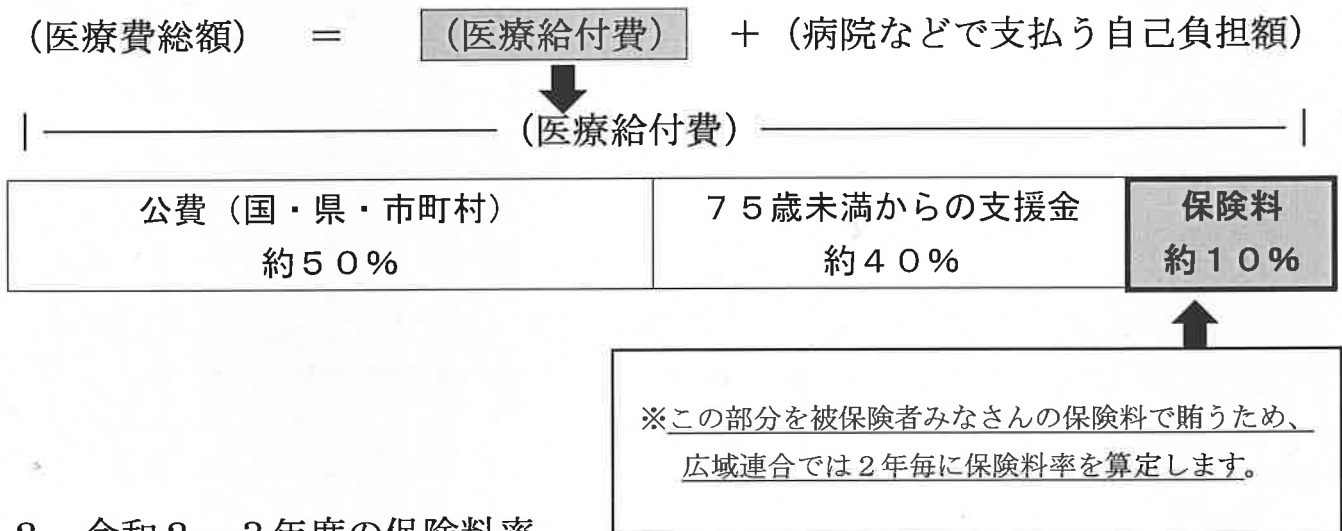


令和2・3年度富山県後期高齢者医療保険料率等の改定について

後期高齢者医療制度の保険料額の算定に必要な保険料率については、「おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされていることから、この度、富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、令和2・3年度の保険料率等を改定しました。

1. 保険料率の算定方法

後期高齢者医療被保険者証を利用して受ける医療給付費の財源は公費（国・県・市町村）、75歳未満からの支援金、そして被保険者みなさんからの保険料であり、内訳は次のとおりです。



2. 令和2・3年度の保険料率

後期高齢者医療の保険料率（所得割率と均等割額）は、広域連合が医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。富山県後期高齢者医療広域連合では、令和2・3年度の保険料率等を下記のとおり改定しました。

	現 行 (平成30・令和元年度)	改 正 後 (令和2・3年度)
均 等 割 額	43,800円	46,800円
所 得 割 率	8.60%	8.82%
賦 課 限 度 額	62万円	64万円
(参考)		
一人当たりの 平均保険料額（年額）	63,372円	68,902円
一人当たりの 平均保険料額（月額）	5,281円	5,742円

3. 均等割額の軽減対象の拡大

低所得者層の負担軽減を図るため、均等割額の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者を拡大しました。

○均等割額の軽減判定所得基準額（世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	現 行 (令和元年度)	改正後 (令和2年度)
5割 軽減	【33万円+28万円×被保険者数】以下	【33万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数】以下
2割 軽減	【33万円+51万円×被保険者数】以下	【33万円+ <u>52万円</u> ×被保険者数】以下